

各障害福祉サービス事業所 施設長 様

富士見市長 星 野 光 弘  
(公印省略)

障害福祉サービス事業所運営安定化給付金の支給について

日頃より本市の障がい福祉行政にご協力を賜り感謝申し上げます。

市ではこの度、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市内の障害福祉サービス事業所の事業者の負担軽減に向けて、物価高騰対策支援として障害福祉サービス事業所運営安定化給付金を支給することといたしました。

つきましては、別添の記入例等をご参照の上、下記のとおり申請書類を期日までにご提出いただきますようお願いいたします。

記

1 支給対象事業所

物価高騰の影響を受けた市内の障害福祉サービス事業所を運営する事業者であり、以下の全ての要件を満たす事業所

- ・令和5年4月1日を基準日とし、基準日現在において障害福祉サービスを提供する事業所
- ・申請日時点において、事業所を運営していること（申請日時点において休止している事業所は対象外）
- ・申請日時点において、今後、令和5年度中に休止又は廃止する予定がないこと

対象事業所

区分	対象となる障害福祉サービス類型
児童系サービス	児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所 保育所等訪問支援事業所
訪問系サービス	居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 行動援護事業所 計画相談支援事業所
通所系サービス	共同生活援助事業所 短期入所支援事業所 生活介護事業所 就労移行支援事業所 就労継続支援A・B型事業所
入所・短期入所系サービス	施設入所支援事業所

## 2 給 付 額

- ・児童系サービス : 1事業所あたり 30,000円
- ・訪問系サービス : 1事業所あたり 30,000円
- ・通所系サービス（食事提供加算なし）: 1事業所あたり 60,000円
- ・通所系サービス（食事提供加算あり）: 1事業所あたり 120,000円
- ・入所・短期入所系サービス : 利用者1人あたり 14,000円

## 3 申 請 方 法

申請書等を市へ提出してください。

※電子メール、郵送、窓口で受け付けます(提出期限必着)。

E-mail shogai@city.fujimi.saitama.jp

## 4 提 出 書 類

- ① 令和5年度 障害福祉サービス事業所運営安定化給付金申請書
- ② 令和5年度 障害福祉サービス事業所運営安定化給付金請求書

上記書類は、市ホームページよりダウンロードできます。

(トップ>健康・福祉・医療>障がい福祉>障害福祉サービス事業所運営安定化給付金支給事業)

## 5 提 出 期 限

令和5年7月25日(火)

## 6 そ の 他

- ・申請書等に押印は不要です。
- ・申請者と振込先口座の名義人は同一をお願いします。
- ・順次審査を行いますので、早めにご提出いただきますようお願いします。

ご不明な点がございましたら、下記担当までお問合せください。

### 【問合せ先】

富士見市 健康福祉部 障がい福祉課

相談支援係 谷合・三浦

〒354-8511 富士見市大字鶴馬 1800 番地の1

Tel 049-252-7101

E-mail shogai@city.fujimi.saitama.jp